

居宅介護支援重要事項説明書

< 2025年 3月 1日 現在 >

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-971-6043 (時間外は携帯、転送電話にて対応)

担当 濑戸友子

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

担当する介護支援専門員名 _____

2 居宅介護支援事業所 ケアプランよしの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランよし
所在地	埼玉県越谷市平方 1708 番地 1
介護保険指定番号	居宅介護支援 1170804304
通常の事業の実施地域 *	越谷市、春日部市、松伏町

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名(兼務)		管理・相談介護支援	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	4名以上	名	相談介護支援	4名以上
事務職員		1名以上	1名以上		2名以上

(3) 営業日・営業時間

営業日 月曜～金曜 (土曜・日曜・祭日及び 12/29～翌 1/3、8/13～8/15 休業)

営業時間 8時30分～17時30分

* 緊急連絡電話 048-971-6043 (時間外は携帯、転送電話にて対応)

3 居宅介護支援の内容

(1) インテーク

初回の相談を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談をしたうえで課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画の原案作成

アセスメント後、居宅サービス原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画書原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族により文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回以上、利用者等を訪問し面談してモニタリングを実施、経過を記録します。

4 利用料金について

(1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 別途料金について

*加算についての利用料金については別紙にて説明を行います。

注3) *契約後、法改正、消費税改正に伴う、料金変更については文書にて説明を行い、契約書の変更は行わないことと致します。

5 交通費

交通費 2-(1)に定める通常の介護サービスを提供する地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額となる。

- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道、5キロ未満 300円
- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道、5キロ以上 500円

6 解約料 [請求する場合]

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の 作成段階途中で解約した場合	要介護1・2	5,000円
	要介護3～5	6,500円
保険者（区市町村）への居宅サー ビス計画の届出が終了後に解約 した場合	料金は一切かかりません	

7 その他 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。お支払方法は、原則的に当社職員が集金に伺います。利用者様の都合により、口座引き落としにされる手数料は利用者様のご負担になります。

8 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合
がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域
の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援、非該当（自立）と認定された場合。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続したいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 秘密保持

- 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。
- 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族の家族に連絡とともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業所は下記損害賠償保険に加入しています。

保険名 介護事業者賠償責任補償

保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 公益財団法人介護労働安定センター

11 居宅介護支援事業所に係る事業所の義務について

- 指定居宅サービス事業所は、指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービス

の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医、又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。

4・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は 複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

5・利用者は居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることが出来ます。

6. 当事業所は ICT（情報伝達機器、スマホ、タブレット等）の活用を行います。利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）の活用をして行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意します。

7. 感染症の感染防止に努めるとともに、委員会、指針の整備、研修参加、訓練を行います。BCP 委員会を設置し、感染時、災害時には必要な介護サービスが継続できる体制を作ります。

8. ハラスマント防止のための必要な研修、措置を講じております。

9. 通院時に状況に応じて、ご本人、ご家族の同意を得て、主治医との面談に同席をし、必要な情報提供等を行います。

10. 利用者的人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

（令和 6 年 4 月改正にて追記）

11. ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材の有効活用するため、ケアプランデータ連携システムを利用しつつ、事務職員を配置します。

12. 人材有効活用及びサービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から利用者の同意、主治医、関係者の合意を得た上でテレビ電話装置等情報通信機器を活用したモニタリングを行います。

13. ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者理解を得られるようにします。

前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供された割合

13. 身体拘束の適正化サービス提供にあたり、利用者の生命・身体を保護するため「緊

急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ないときに身体的拘束等を行なう場合には、その態様、時間、その際の利用者的心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録します。

1 2 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者が持っている能力に応じた、自立した生活が出来るように援助いたします。施設の持つ様々な機能を生かして施設全体で利用者の在宅生活の援助をします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

利用者様の状況に合わせて、利用者様およびそのご家族様の要望をよく聞き介護支援計画（ケアプラン）を作成します。使用できるアセスメントの手法は、全社協版方式等ご希望に沿って使用します。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	○	全社協版
介護支援専門員への研修の実施	○	月1回以上 繼続研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客様のご都合により 解約した場合の解約料	○	前記6参照
その他		

1 3 （サービスに関する苦情）

①当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

（担当） お客様サービス課 担当者 濑戸友子

電話 048-971-6043

受付時間 午前8時30分から午後5時30分

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

市町村名 越谷市役所

電話 048-963-9169, 9305

市町村名 春日部市役所 電話 048-736-1111
市町村名 松伏町役場 電話 048-991-1886
埼玉県国民健康保険団体連合会（介護福祉課）苦情専用
電話 048-824-2568

1 4 当社の概要

名称・法人種別 株式会社 須永コーポレーション
代表者役職・氏名 代表取締役 須永 芳子
本社所在地・電話番号 埼玉県越谷市平方1718番地2
電話番号 048-971-6043

定款の目的に定めた事業 1 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

営業所数等 居宅介護支援 2ヶ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約書および重要な事項を説明しました。

事業者 株式会社須永コーポレーション
所在地 埼玉県越谷市平方1718番地2
事業所名 居宅介護支援事業所 ケアプランよし 印

説明者

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印

(代理人)

住所

氏名 _____ 印

(続柄))